

りょく
つながり力
つれもていこら※
わかやまし

～ 市民公益活動団体と行政の協働指針 ～

平成29年12月 改定
和歌山市

※ 「つれもていこら」とは？

「一緒に行きましょう。」の和歌山弁です。これは、市民公益活動団体と行政が、住みよい和歌山市という同じ目標に向かって共に歩もうという思いを込めたものです。

ごあいさつ

近年、急速な少子・高齢化社会の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化や世代間交流の減少など地域社会における私たちを取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。また、行政サービスに対する市民のニーズが多様化・複雑化するなか、従来の行政の枠組みではすべての市民のニーズに対応できない現状となっています。しかしそ



の一方では、地域が抱える様々な課題を市民自らが解決していこうとする自発的な活動が盛んになり、地域福祉やまちづくり、災害復興など様々な分野で市民の力が発揮され、今後も精力的な活動が期待されています。

このような状況の中、良質な公共サービスの提供を実現するには、「官から民へ」という基本方向に沿った従来の市民と行政の役割分担の見直しを進めながら、市民と行政が「協働」により公共サービスを担う体制を整えることが重要となります。

本市においても平成20年に市民と行政双方の共通の規範となる「協働の担い手づくり」と「協働できる環境づくり」を基本方針とした「つながり力つれもていこら わかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～」を策定し、協働指針を基に作成された「和歌山市協働推進計画」に沿って市民と行政の「協働」の施策の推進を実践しています。また、平成29年3月に策定した第5次和歌山市長期総合計画のまちづくりの目標に掲げている「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の実現に向け、市民と行政等が一丸となって、「協働」により様々な課題の解決に向けた取り組みを実践するための認識を共に育まなければなりません。

今回、長期総合計画におけるまちづくりの目標と、この協働指針が策定されてから9年が経過していることから、その間における多種多様な社会環境の変化に対応していくため、協働指針を現状に沿ったものとなるよう見直すことで、更に市民の皆様方と共に手を携えながら「協働」に取り組んで参りますので、これまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本指針を改定するにあたり、貴重なご意見を賜りました和歌山市協働推進委員会委員の皆様をはじめ、「わかやまの底力・市民提案実施事業アンケート調査」にご協力いただいた皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成29年12月

和歌山市長 尾花正啓

～ 目次 ～

協働指針改定について	1
1 協働指針策定～改定の背景と趣旨について	2
（1）協働指針策定～改定に至る時代的背景	2
（2）協働指針の趣旨	3
2 協働指針の中における用語の定義について	4
（1）市民公益活動団体	4
（2）中間支援組織	5
（3）協働	5
3 和歌山市の現状と課題について	6
（1）和歌山市の市民公益活動団体を取り巻く現状	6
（2）和歌山市が向きあうべき課題	12
4 協働推進の基本的な考え方	16
（1）市民公益活動団体の必要性と役割	16
（2）中間支援組織の必要性と役割	17
（3）「協働」の意義と共有化	18
（4）実りある「協働」をはぐくむ視点	21
5 「協働」を活かすための和歌山市の取組み	23
【参考資料】	
基本用語の解説	26

協働指針改定について

和歌山市では、第4次和歌山市長期総合計画基本構想にあわせ平成20年5月に市民公益活動グループと行政の協働の指針策定委員会による検討・協議のもと、「市民公益活動団体と行政の協働指針（以下、協働指針という。）」を策定しました。

平成25年4月には「和歌山市協働推進委員会条例」が策定されたことで、和歌山市協働推進委員会が、和歌山市議会が定める条例上の位置づけとなり、さらなる「協働」の躍進に向けて取り組んでいます。

協働指針策定から9年が経過した現在、和歌山市においてさまざまな分野・地域で「協働」が実践され、各方面で新しい活力が芽生えるとともに「協働」への関心もますます高まってきています。一方で、「協働」の実践における新たな課題も浮かび上がってきており、和歌山市の「協働」は次のステージに差しかかりつつあります。

そして、平成29年3月に新たに第5次和歌山市長期総合計画が策定されたことを受け、和歌山市では協働指針を今一度見直すことで時代に沿った「協働」のあり方を模索し、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」和歌山市の実現に向け「協働」をより一層推進するため、協働指針を改定します。



和歌山城（提供：和歌山市観光協会）

1 協働指針策定～改定の背景と趣旨について

(1) 協働指針策定～改定に至る時代的背景

昭和 20 年代以降続いた戦後の経済復興のもと、日本社会は、表面的には成長と豊かな社会に向けて順調に発展したように見えました。しかし、前世紀の終わりごろから日本は、急速に経済的な行き詰まりに見まわれ、社会的にも色々な面で問題が発生してきました。

近年、人口の減少、少子高齢化など今までとは異なる社会構造への移行が見られ、核家族化が進み、今までの家庭や近所のつながり・助けあいに大きな変容が見られるようになってきています。また、地球環境の悪化なども大きな課題となってきました。このような社会の変化などを背景として、本市においても公共サービスに対するニーズの多様化・複雑化により、行政だけでは解決困難な地域課題が数多く生じてきており、従来型の行政のみが中心となって公共サービスを提供する現在の体制が限界を迎え、公共サービスの提供体制を見直す必要性が高くなってきました。

一方で、市民による社会貢献意識にも変化が生まれています。ボランティア元年といわれる平成 7 年の阪神・淡路大震災をきっかけとした市民による自発的な活動の高まりを背景に、本市においてもこのような状況に危機感を持ち地域課題の解決に向けて自主的に活動を行う市民公益活動団体が登場し、多方面で活躍するようになりました。

このような民間による「新たなまちづくりの担い手」の力の高まりを受け、行政と市民公益活動団体等が協働していくことが、今後の地域社会におけるまちづくりに不可欠な実践課題と考え、本市において、第 4 次和歌山市長期総合計画の中で「協働」を行財政運営の手法のひとつとして位置づけ、また、平成 17 年度から「協働」の具体的な仕組みづくりを目指して「わかやまの底力・市民提案実施事業（以下、底力事業という。）」を立ち上げました。当事業では、事業実施団体と協働担当課がそれぞれの役割を明確にし、より「協働」の成果があがるよう、工夫を重ねるなど着実に成果をあげてきました。

これらの流れを受け、公（行政）と民による「協働」に向けたルールづくりが重要であるとの機運が高まり、平成 20 年 5 月に協働指針が策定されました。

協働指針策定後も本市においてさまざまな協働事業が実践され「協働」に関して認知されつつあります。これは、市民自治の意識の高まりを表しており、これ

からも様々な分野において市民の活躍が期待されます。一方で、「まちをよくしたい」という社会貢献意識はあるものの、「協働」の実践への第一歩を踏み出すことができている人が多いという課題も見えてきました。

また、若い世代の地方流出等の人口減少によって、これまで築きあげられてきた「協働の取組み」を引き継ぎ発展させていく人材が今後不足していくことも懸念されています。今後は、そのような世代についても注目し社会貢献に関心を持ち将来のまちづくりを担っていく新しい力となるよう支援するアドバイザーの育成と配置を進めることも重要となってきます。

このような新たな課題や市民の活動意欲を高めるためにも、策定後9年経過した協働指針を見直し、これまで蓄積されてきた知恵や経験を活用しながらさらなる「協働の取組み」の充実を図ることを目指し、協働指針改定に至りました。

(2) 協働指針の趣旨

本来、まちづくりの主体は、市民です。しかし、市民による活動が高まりを見せる一方で、長年行政が公共的なサービスをほぼ独占的に担ってきたことから行政への依存体質もあり「市にやってもらおう」に始まり「市にやってもらったで・・・」という傾向にあります。

これからのまちづくりは、行政だけでなく市民や地域、市民公益活動団体が主体的に参画し、その担い手となっていくことが求められています。

和歌山市では、市民の自主的・自発的な公益活動の広がりと共に、少しずつではありますが確実に市民と行政が協働して、環境、福祉、子育て、文化芸術、防災、安全等、さまざまな分野から市民自治のまちをつくっていこうという機運が高まりつつあります。平成17年度から実施されている底力事業においては、市民のニーズを敏感にキャッチした活動、世代を超えた活動、行政では考えつかない発想の事業等が実施され、和歌山市が抱える社会的課題、市民や地域に密着した課題の解決につながり、市民と行政の「協働」の可能性へ新たな一歩を踏み出しています。

協働することにより、多様化する市民のニーズや行政だけでは対応することが難しい社会的課題に対し、市民公益活動団体の専門性やネットワークを生かし、行政とは違った市民の視点から応えていくことができます。

2 協働指針の中における用語の定義について

この指針においては、次のとおり各用語を定義するものとします。

(1) 市民公益活動団体

「市民公益活動」とは、次の要件を満たす活動であり、「市民公益活動に組織的・継続的に取り組む団体」を「市民公益活動団体」とします。

なお、本来営利を目的とする企業・事業者が行う活動であっても、地域貢献・社会貢献活動といった企業市民としての活動については、市民公益活動に含まれるものとします。

① 自主性・自発性

市民の自らの自由意志に基づいた活動であること。

② 公開性・公益性

広く市民に開かれた活動であり、社会の利益の増進に寄与する活動であること。

③ 非営利性

※1 営利を目的としない活動であること。

④ 非宗教・非政党・社会性

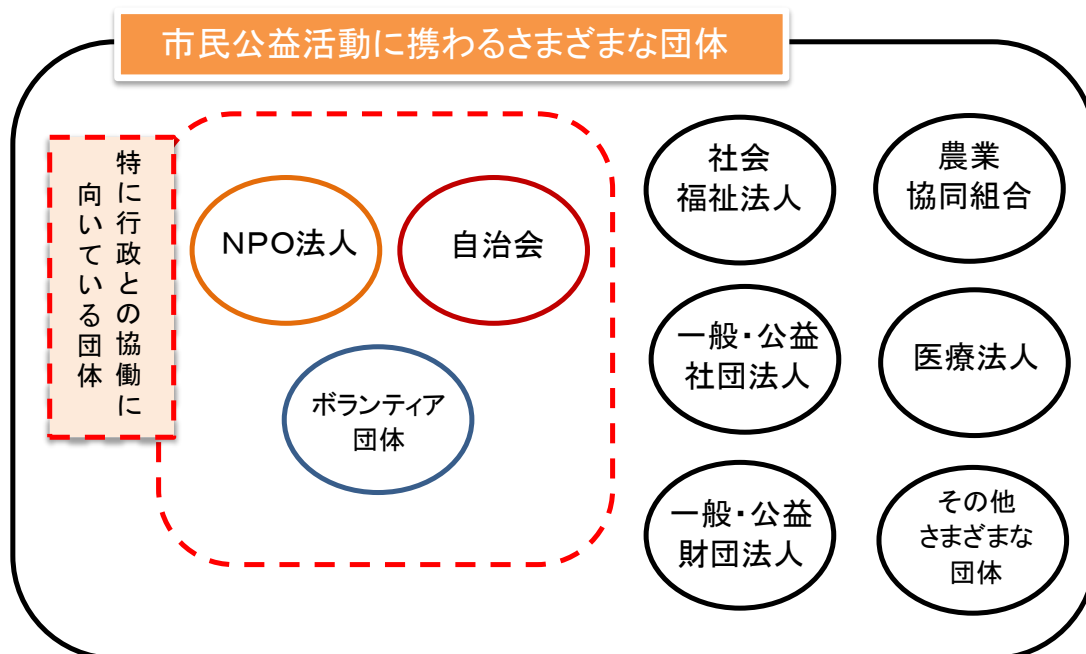
特定の宗教活動及び政党活動並びに※2 反社会的な活動でないこと。

※1 「営利を目的としない」とは、利益があっても、それを特定の人たちのために分配しないで、団体の活動目的を達成するための経費に充てることをいいます。

※2 「反社会的な活動でない」とは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動でないことをいいます。

具体的には、次の図に示すとおりであり、本指針における「協働」の相手方は、主に市民公益活動団体の範囲に含まれるものとします。

市民公益活動に携わるさまざまな団体のイメージ。
行政にとって、点線で囲んだものが協働しやすく、主な協働の相手であると考えます。



(2) 中間支援組織

中間支援組織とは市民公益活動を支援する市民公益活動団体を指し、具体的には「地域の市民公益活動の育成」、「地域でのネットワークづくり」、「市民公益活動に関する一般社会への媒介」等を目的として活動している団体をいいます。

また、設立運営形態から大きくは、公設（公設公営、公設民営）と民設民営に区分されます。

(3) 協働

「協働」の原則とは、次の要件を満たすものとします。

① 課題・目標の共有

実施に当たる課題・達成目標などを共有すること。

② 相互補完

立場の異なる主体が事業実施に当たり、お互いに補完しあうこと。

③ 対等の関係

お互いを自立した主体として認めあい、尊重し、対等な関係を築くこと。

④ 役割分担

適切な役割を分担すること。

3 和歌山市の現状と課題について

(1) 和歌山市の市民公益活動団体を取り巻く現状

特定非営利活動促進法に基づき設立された本市を拠点とするNPO法人は、平成29年（2017年）6月末で177団体あります（下表のとおり）。また、その活動内容は多岐にわたり、保健・医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動などあらゆる分野で活動が展開されています。これ以外にも、さまざまな形態により市民公益活動を行っている任意の団体等が数多く存在し、実質的に地域課題の解決等に役割を果たしている事例も少なくありません。

NPO法人数の推移について

日付	全国の認証数の推移			和歌山県内に事務所を有する団体数					和歌山市内に事務所を有する団体数				
	合計	都道府県の認証	内閣府の認証	県内合計 対全国比	県の認証数	内閣府の認証数計	主たる事務所	従たる事務所	市内合計 対県比	県の認証数	内閣府の認証数計	主たる事務所	従たる事務所
H11.09.24	621	572	49	1 0.2%	1	0	0	0	1 100.0%	1	0	0	0
H12.09.29	2,666	2,445	221	17 0.6%	13	4	0	4	10 58.8%	7	3	0	3
H13.09.28	4,966	4,525	441	30 0.6%	24	6	0	6	16 53.3%	13	3	0	3
H27.09.30	50,407	39,338 ※1	9,999 ※1(政令市)	382 0.8%	382				170 44.5%	170			
H28.09.30	51,259	40,005 ※1	10,503 ※1(政令市)	384 0.7%	384		※1		174 45.3%	174		※1	
H29.06.30	51,629	40,319 ※1	11,310 ※1(政令市)	386 0.7%	386				177 45.9%	177			

※ 内閣府NPOホームページ及び和歌山県のホームページのデータを参考に作成

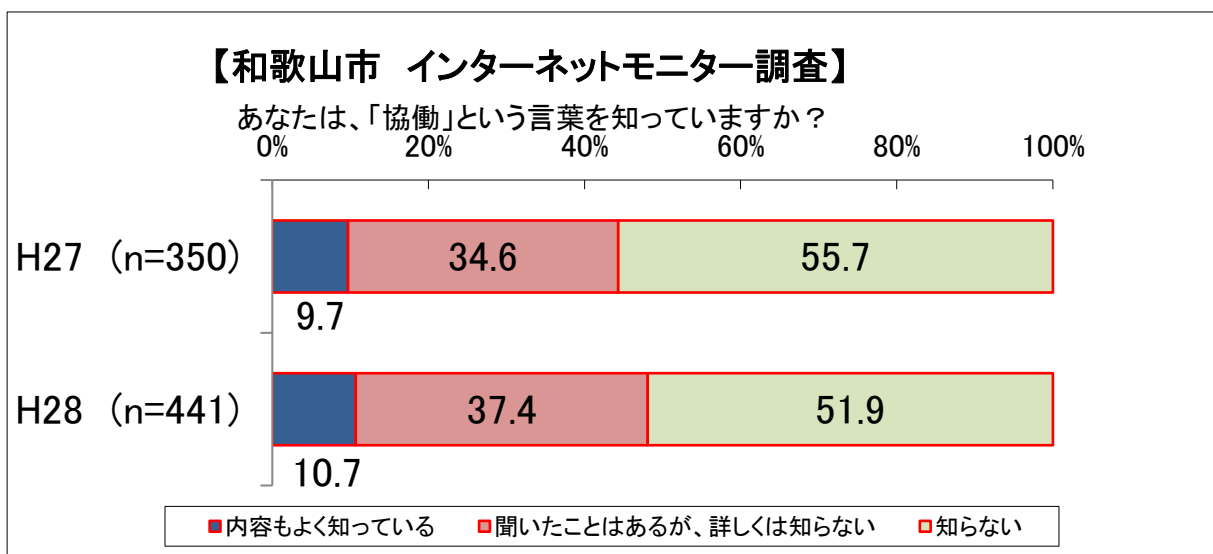
※1 平成24年度から、特定非営利活動促進法（NPO法）改正により内閣府認証のNPO法人は都道府県、政令市の認証に移管されました。

NPO法人の活動分野について（H29.6.30現在）

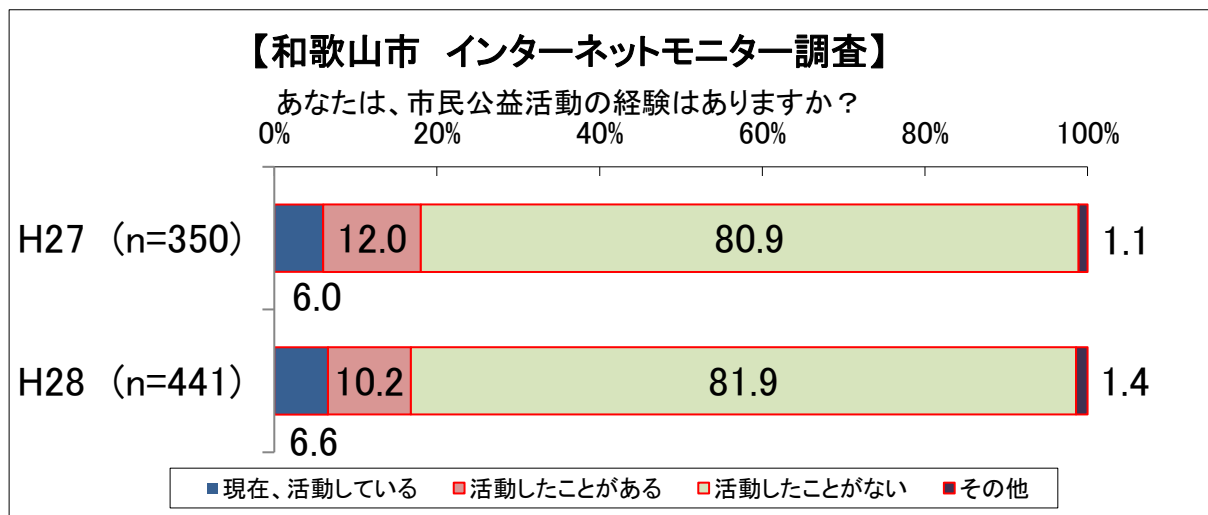
号数	活動の種類	全国		和歌山県		和歌山市	
		法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
第1号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動	30,275	59%	253	65.5%	113	63.8%
第2号	社会教育の推進を図る活動	24,885	48%	216	56.0%	101	57.1%
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,842	44%	252	65.3%	109	61.6%
第4号	観光の振興を図る活動	2,401	5%	40	10.4%	16	9.0%
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2,087	4%	36	9.3%	13	7.3%
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,387	36%	186	48.2%	79	44.6%
第7号	環境の保全を図る活動	14,121	27%	160	41.5%	66	37.3%
第8号	災害救援活動	4,199	8%	64	16.6%	35	19.8%
第9号	地域安全活動	6,190	12%	105	27.2%	51	28.8%
第10号	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動	8,721	17%	124	32.1%	60	33.9%
第11号	国際協力の活動	9,581	19%	77	19.9%	43	24.3%
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,776	9%	66	17.1%	33	18.6%
第13号	子どもの健全育成を図る活動	23,739	46%	226	58.5%	100	56.5%
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,810	11%	72	18.7%	34	19.2%
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,906	6%	41	10.6%	25	14.1%
第16号	経済活動の活性化を図る活動	9,211	18%	122	31.6%	56	31.6%
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	12,869	25%	146	37.8%	67	37.9%
第18号	消費者の保護を図る活動	3,183	6%	37	9.6%	23	13.0%
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	24,258	47%	229	59.3%	107	60.5%
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	217	0%	15	3.9%	7	4.0%

※ 全国の数字については、内閣府NPOホームページから引用。
和歌山県及び和歌山市の数字については、和歌山県のホームページのデータを加工して作成
一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%になりません。

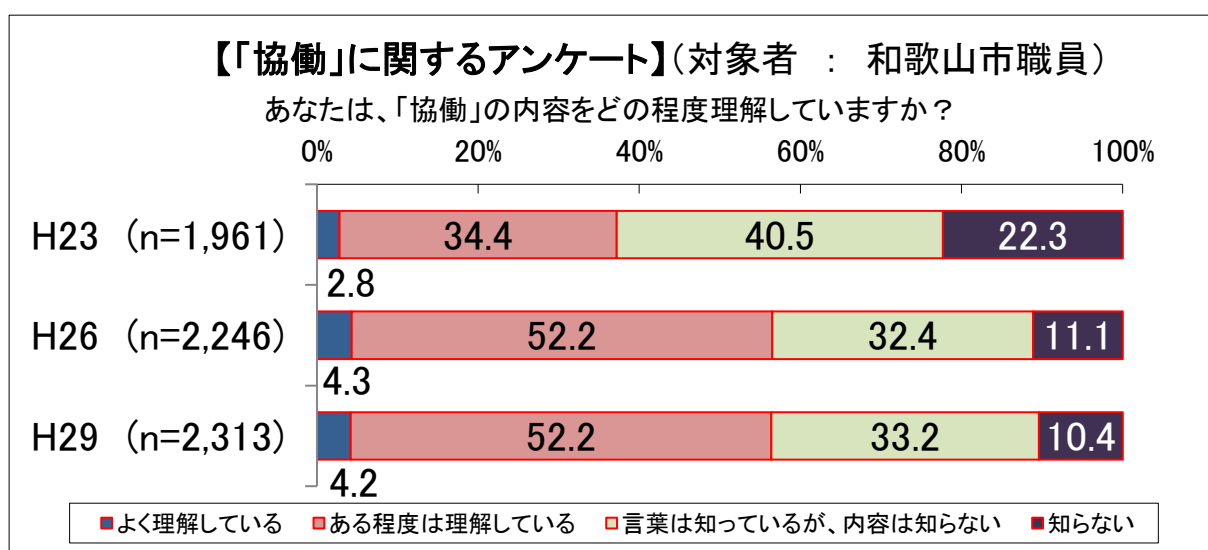
また、和歌山市が平成 27 年度から行っているインターネットモニター調査において、「あなたは、「協働」という言葉を知っていますか？」の問いに対して、年度間で比較してみると、「知らない」との回答が半数以上を占める一方、「内容もよく知っている」、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」がわずかながら増加しており、さらなる普及・啓発活動によって、今後、「協働」の認識についてより浸透していくことが期待されます（下図のとおり）。



市民公益活動経験について、インターネットモニター調査結果における質問を年度間で比較してみると、「現在、活動している」、「活動したことがある」との回答が10%台であり、依然80%以上が活動の経験がなく「協働」への関わりは希薄であるといえます。

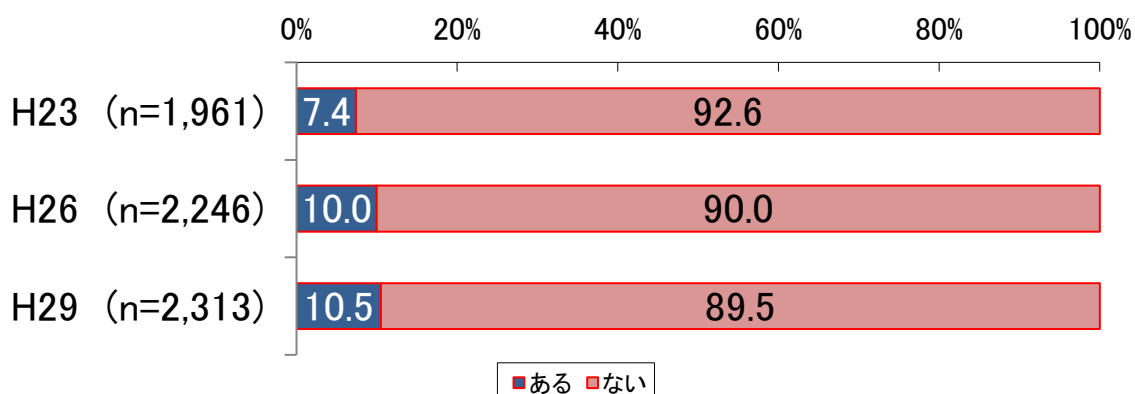


行政側においても、平成23年度から3年ごとに実施する「協働」に関するアンケートの「あなたは、「協働」の内容をどの程度理解していますか？」の問いに対しては、「よく理解している」、「ある程度は理解している」との回答が平成23年度と比較し平成26年度及び平成29年度では半数を超え、「協働」の理解度は大きく上昇しています。一方で「市民公益活動団体と協働で行う業務に携わったことがありますか」の問いに対しては、「ある」が平成26年度及び平成29年度には10%と増加しているものの、「ない」が依然90%を占めており、ほとんどの職員が「協働」について知っていても実践には至っていないことがわかりました。



【「協働」に関するアンケート】(対象者：和歌山市職員)

市民公益活動団体と「協働」で行う業務に携わったことはありますか？



平成17年度からスタートした、「協働」の仕組みづくりを目指す底力事業では、子育て支援、環境保全、高齢者福祉、文化芸術の振興などさまざまな分野の協働事業が毎年実施されています。事業の実施に当たっては、市民公益活動団体も行政も不慣れながらも、お互いに良い方法を模索しつつ連携して行われており、協働に向けた動きが顕著になってきています。

わかやまの底力・市民提案実施事業の推移

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
交付金の当初予算額		500万円	700万円	700万円	600万円	600万円
できることから すぐする部門	提案数	26件	17件	17件	10件	13件
	採択数	13件	9件	10件	6件	7件
	予算枠	500万円	450万円	450万円	300万円	300万円
翌年度で実施 したい部門	提案数		9件	6件	5件	3件
	採択数		1件	1件	2件	2件
	予算枠		250万円	300万円	300万円	300万円

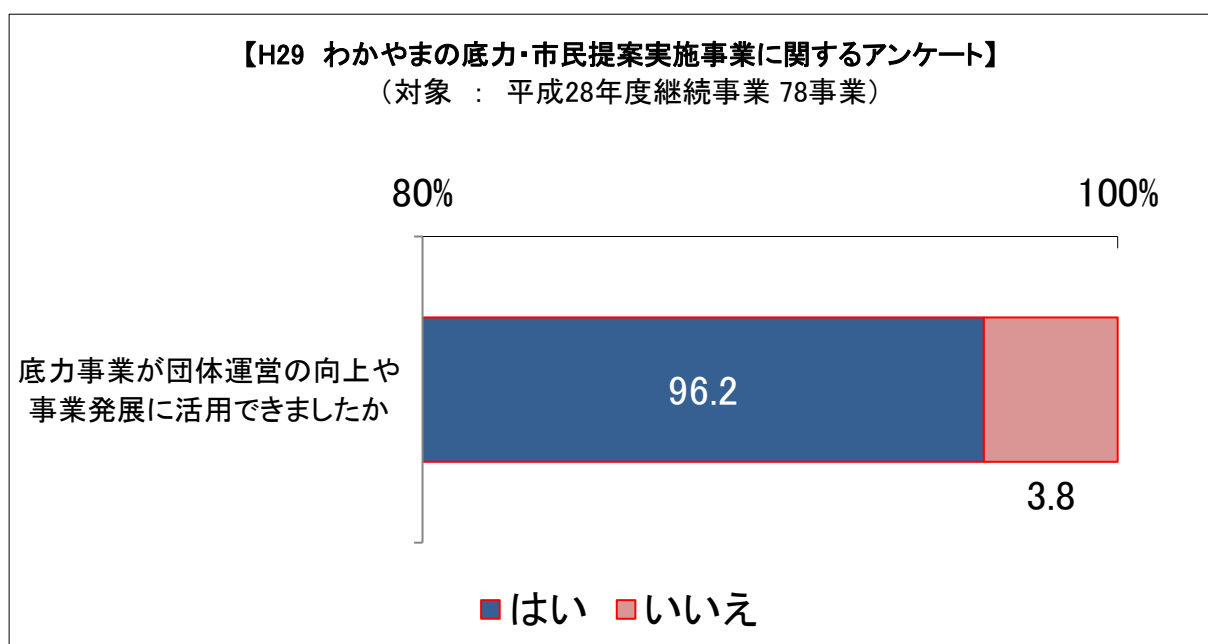
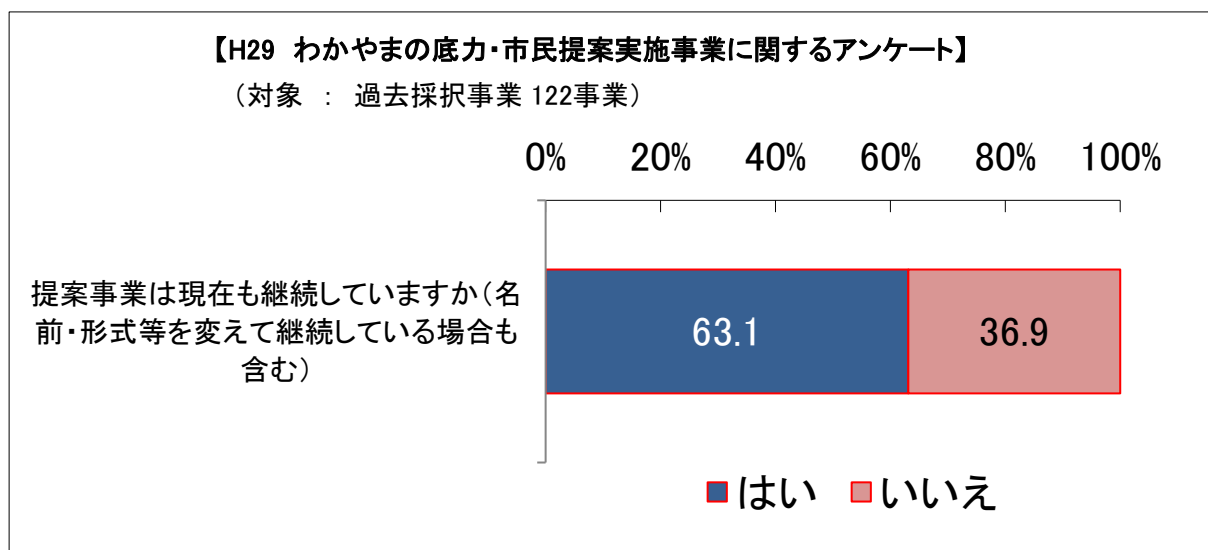
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交付金の当初予算額		600万円	600万円	750万円	735万円	735万円	735万円
できることから すぐする部門	提案数	22件	20件	18件	23件	11件	16件
	採択数	9件	8件	12件	11件	6件	7件
	予算枠	300万円	300万円	450万円	435万円	435万円	435万円
翌年度で実施 したい部門	提案数	6件	5件	7件	2件	4件	8件
	採択数	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	予算枠	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円

		28年度	29年度
交付金の当初予算額		665万円	475万円
テーマ部門 自由部門	提案数	17件	7件
	採択数	6件	3件

※なお、事業の実施年度で総括しているため、平成27年度までの翌年度で実施したい部門及び平成28年度以降のテーマ部門・自由部門の募集及び選考は実施年度の前年度となります。

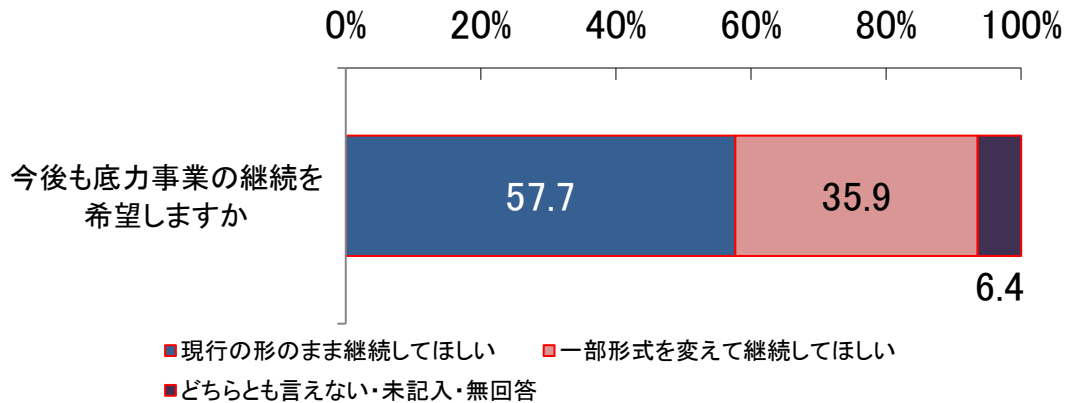
平成 29 年 6 月に実施した、底力事業に関するアンケートでは、平成 17 年度～平成 28 年度に実施された事業 122 事業のうち、63.1%の事業が継続していることがわかりました。また、平成 28 年度も継続している事業 78 事業に対して追跡調査を行ったところ、「底力事業が団体運営の向上や事業発展に活用できましたか」との問いには 96.2%の事業において活用できたとの回答があり、底力事業を通して実施された事業が地域に根をはり、地域社会における「協働」がより一層実りをみせていることを実感させられます。

今後の底力事業の継続を希望する団体も現行の形のまま継続希望が 57.7%にのぼり、一部形式を変えて継続してほしい（35.9%）を含めると、93.6%が継続を希望されており、底力事業が協働事業を推進するうえでの大切な足掛かりとして重要視されていることがうかがえます。



【H29 わかやまの底力・市民提案実施事業に関するアンケート】

(対象：平成28年度継続事業 78事業)



また、中間支援組織の現状に目を向けると、県においては、(特)わかやまNPOセンター（平成14年（2002年）4月発足）が、その役割を果たしています。

本市においては、その役割を果たす明確な組織は確立されていませんが、和歌山市NPO・ボランティア推進協議会（平成14年（2002年）7月発足）が、行政との「協働」により、NPO・ボランティアフェスタや交流会を開催するなど中間支援組織的な活動を展開しています。今後、和歌山市民は一丸となって、中間支援組織を大事に育てていく必要があります。

このように、和歌山市における「協働」の実績は徐々に積み重なっており、積極的に協働事業を展開する条件は整いました。今後、「協働」を進めていくためには、行政の果たすコーディネート機能の充実を図るとともに、市民、自治会、企業・事業者、市民公益活動団体などの多様な主体と行政が信頼と自覚を持って、公共サービスを協働して担う体制を構築し、地域全体の力を高めていかなければなりません。



(2) 和歌山市が向きあうべき課題

第5次和歌山市長期総合計画において、少子高齢化の進行や人口の減少は、地域経済の縮小や地域コミュニティの担い手の不足を招くなど、地域力の衰退が指摘されています。また、行政においても、将来にわたって住民に不可欠な行政サービスを安定的に提供していくためには、さらなる行財政改革への取組みや、財政健全化を図っていく必要があります、多様化する市民ニーズに対応できるよう、公共サービスの提供体制の構築が急がれています。

そこで、今後、地域における課題を解決し、新たなまちづくりを展開していくためには、さまざまな方法で市民一人ひとりがまちづくりに参加することにより生まれる活力を推進力とした「協働による地域づくり」を進め、先進的で独自性のあるまちづくりを目指さなくてはなりません。そのためには、市民と行政の力の結集が求められ、市民と行政の新たな「協働」に対する共通認識と相互理解の構築が、必要不可欠なものとなっています。今後のまちづくりにおいて、新しいコミュニティのあり方が問われています。

協働指針策定以来、本市においてこれまで様々な「協働」が実践されてきましたが、さらなる「協働」の発展のために新たな課題も見えてきました。

現状における本市の課題としては、次のようなことが考えられます。

① **さらなる「協働」の普及と新たな「協働」の担い手の発掘**

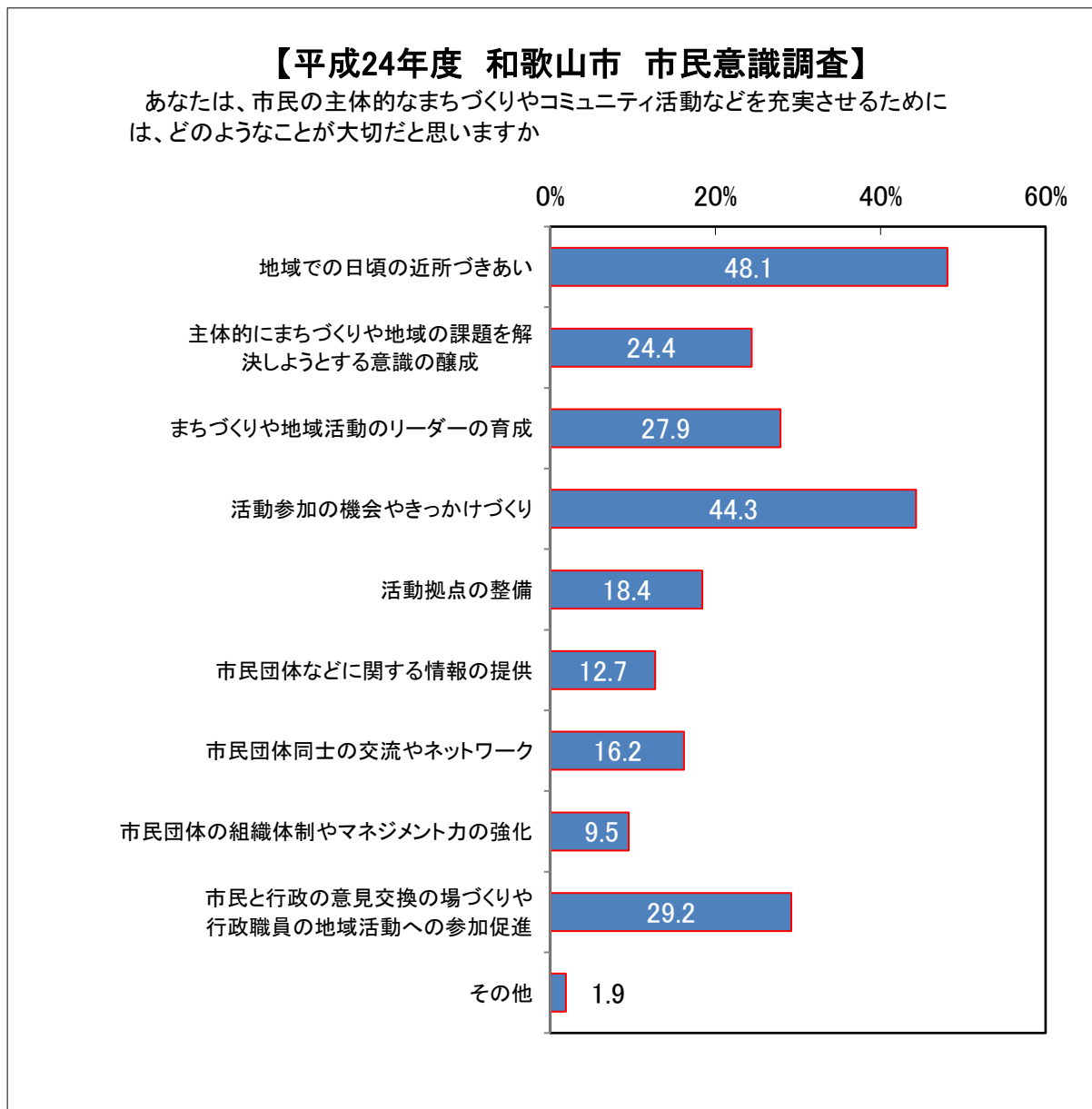
平成24年度和歌山市市民意識調査結果報告書（平成25年（2013年）5月）においては、「あなたは、市民の主体的なまちづくりやコミュニティ活動などを充実させるためには、どのようなことが大切だと思いますか」との問いに対し、「地域での日頃の近所づきあい」（48.1%）の次に、「活動参加の機会やきっかけづくり」（44.3%）が選ばれています。

市民公益活動の活性化と「協働」の発展をこれまで以上に果たすためにも、市民公益活動に対する理解や市民公益活動団体の持つ社会的意義や役割をすべての市民の中に浸透させ、和歌山市域における中間支援組織の支援を含めた活動しやすい環境づくりが求められています。

また、市民を対象とするインターネットモニター調査と行政職員を対象とする「協働」に関するアンケートのとおり、市民や行政職員における「協働」の認知度は今後高まっていくと期待されるものの、実践に至っている人はまだまだ少なく、その原因として、「どこで、どのような活動をしているのかわからな

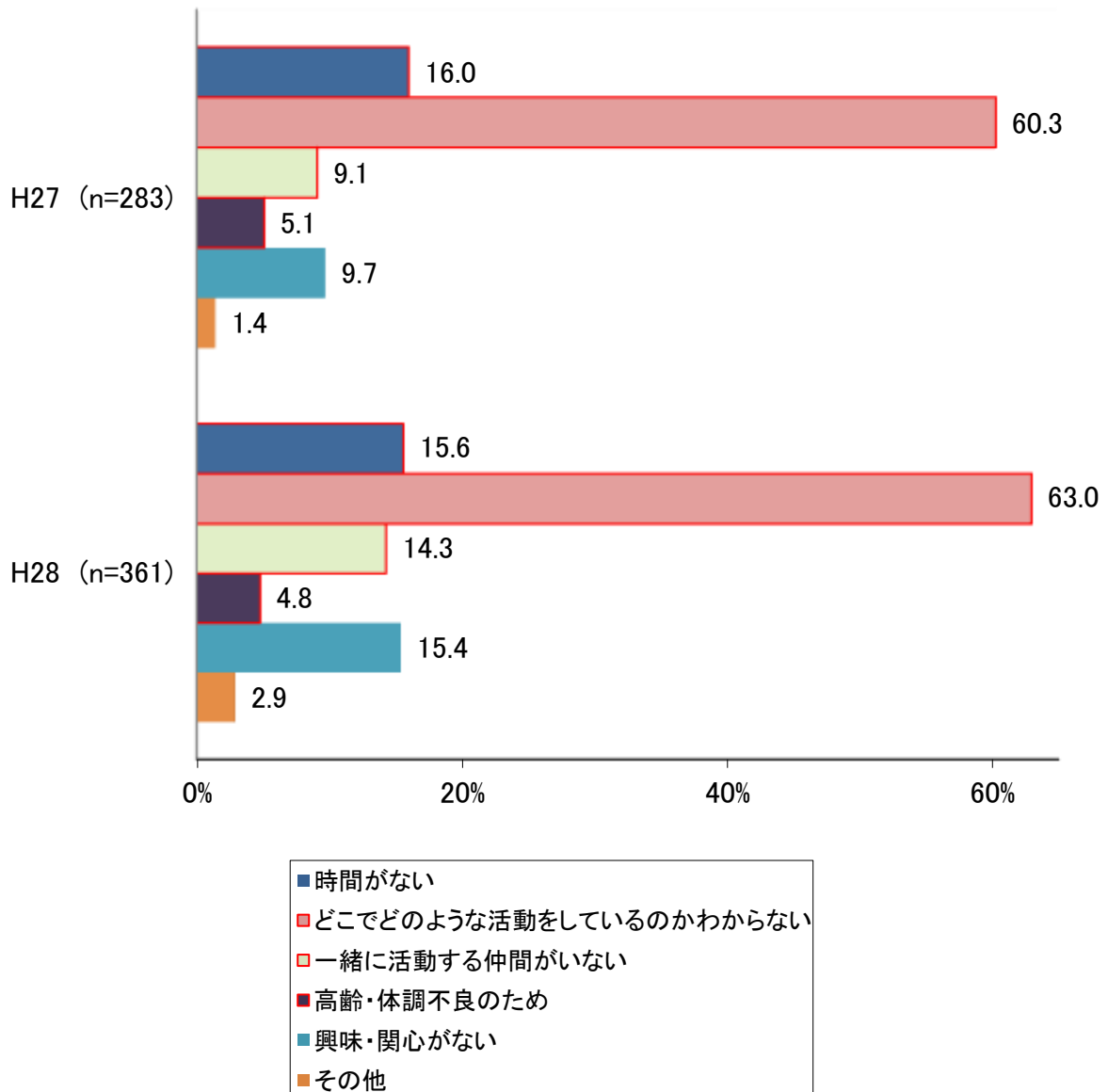
い」との回答が多数を占めました。新しい「協働」の担い手を発掘するため、こういった人たちの意識を大事にしながら彼らが必要とする情報を提供することで、新しい協働事業を生み、発展させていくことを目指します。

隠れた「協働」の担い手を見出すためにも、本市で取り組まれている活動情報を市民目線で整理し誰もが簡単に得ることができるよう普及・啓発を強化することが重要です。



【和歌山市 インターネットモニター調査】

市民公益活動をしない理由について



② 市民公益活動への支援とより質の高い「協働」を目指す

各方面でボランティア団体や市民公益活動団体による活動が展開され、そういった活動の中でも「協働」による事業は日々実践されています。また、底力事業のアンケートにおいては、現在も協働事業が継続している団体も数多くみられることがわかりました。しかし、これらの協働事業について、より良くしていくためには、行政と市民公益活動団体の両方が行政の抱える問題点の変化を敏感にとらえ、事業形式を変えていくことが大切です。協働事業は企業と同じく日々進化しています。時々の社会状況に応じ、第2、第3の新しい協働相手、あるいは、他の協働事業との連携を模索していくことでより質の高い「協

働」へと発展し、このことが市民サービスの向上につながり、ひいては行政の課題の解決に大きく寄与します。こういった新しい「協働」が形作られていくためには、行政が中間支援組織などとの連携を深め、活動を発展させていくことができるような支援体制の強化も必要となります。

③ 将来のまちづくりの担い手となる若い世代の育成

本市の人口は減少の一途をたどり、とりわけ若い世代における減少は顕著です。このことが次世代における「協働」を引き継ぐ人材の不足を生んでおり今後の「協働」の発展の足止めとなることが懸念されます。

若い世代には無限の可能性があり、これからのまちづくりにおいて大きな原動力となることが期待されています。そして、若い世代の中にも社会のために何か役に立ちたい、社会に貢献したいと考えている人はたくさんいます。

このような若い世代に対し、協働することの重要性について関心をもってもらい、まちづくりへの参画を促すことがさらなる「協働」の充実につながります。若い世代ならではの新しい発想とこれまでの協働事業における取組みとが融合しながら、時代に沿った「協働」を形作っていくことが今の時代に求められています。

これらの課題を一つひとつ解決していくことにより、市民の活力を基盤とした先進的なまちづくりを目指し、「市民公益活動」と「協働」をこれからの和歌山市を元気にするための大きな社会的資源と位置付け推進し、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を目指すことが重要です。

この協働指針により、豊かな「協働」が実現されれば、さまざまな社会問題が解決する可能性があるとともに、市民一人ひとりが、安心して暮らせるコミュニティの形成に大きく寄与できます。

4 協働推進の基本的な考え方

(1) 市民公益活動団体の必要性と役割

今日のような急激に変化する社会においては、行政だけで効果的に公共サービスを提供し続けることは、組織的にも財政的にも厳しい現状にあります。

その一方で、各地域において自らの住む地域を自らの力で住みよいものとするために、自らが活動を起こし、迅速で柔軟に対応できる市民公益活動が大きな力を発揮しています。

複雑多様化する市民ニーズに的確に対応し、きめ細やかな質の高い公共サービスを提供するために、それぞれの担当部門が適切な役割分担を行い、力を合わせて取り組むことが必要です。

新たな公共サービスを提供するためには、地域の課題に自主的に取り組む市民公益活動の促進が重要であり、その主体となる市民公益活動団体には、次のような社会的意義と役割が期待されます。

① 公共サービスの新たな担い手

子育てや教育、安全・安心、まちづくりや環境問題等、行政だけでは十分に対応できない領域において、地域活性化と住民福祉の向上を目的として、行政と連携しながら、迅速・柔軟に対応することにより、公共サービスの新たな担い手となります。

② 新しい地域コミュニティづくり

自治会等の地縁団体と地域課題を共有するとともに、地域づくりの現場で連携することにより、これまでにない新しい質の活動を生み出すことが可能になり、地域コミュニティの活性化が期待できます。

また、知識・経験を豊富に有する団塊の世代を中心とした中高年齢層が、まちづくりの人材として新たに参画することにより、専門性を生かした魅力的な新しいコミュニティが創造されます。

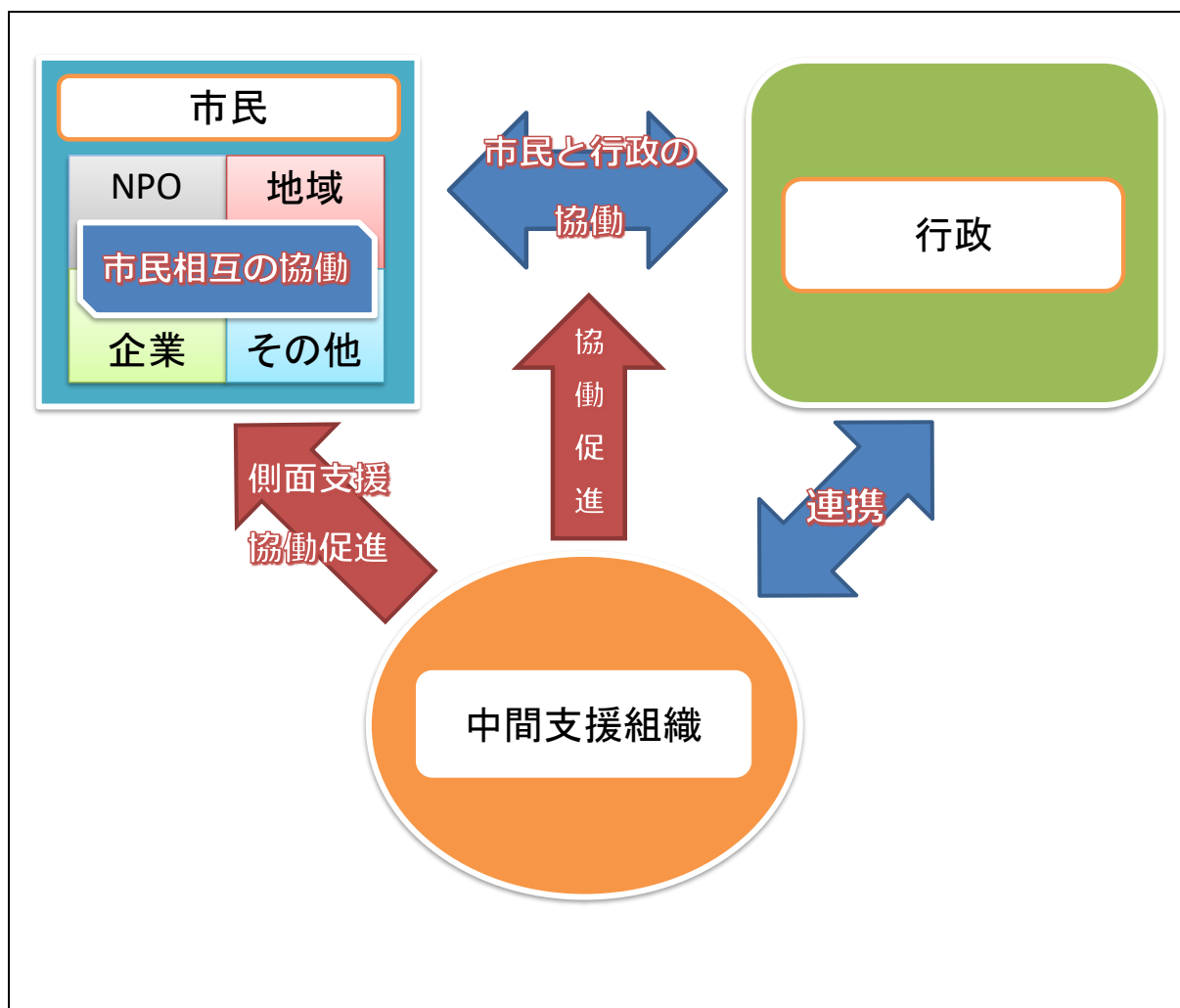
③ 社会参加の場の提供

市民公益活動は、「自己の充実感・達成感を実現する場」、「社会貢献欲求を満たす場」であり、市民の自治意識の高まりと多様な社会参加を実現する場となります。

(2) 中間支援組織の必要性と役割

地域における調整等の役割は、これまでは主として行政が担っていました。しかし、地域課題の複雑・多様化により「協働」が重視されるようになってくると、行政や個々の活動を行っている団体が、それぞれ調整等に当たることに限界も生じてきます。市民公益活動団体の支援や「協働」を促進するためには、市民と市民公益活動団体、市民公益活動団体同士、市民公益活動団体と行政などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場から総合的に活動を支援し、多様な担い手をつなぐ中間支援組織の存在が重要になります。

中間支援組織の役割として、主には、「資源（人材・資金・情報 等）の仲介」、「NPO間のネットワーク促進」、「価値創出（政策提言・調査研究 等）」の三つが挙げられます。



(3) 「協働」の意義と共有化

① 「協働」がもたらす効果

地域に密着した活動を行い、市民に近い立場にある市民公益活動団体と行政が、それぞれの特長（個性：よい面）を出しあうことにより、次のような効果が得られます。

ア 市民にとっての効果

- ・ ニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスが受けられます。
- ・ 行政が身近な存在となります。

イ 市民公益活動団体にとっての効果

- ・ 活動の場が広がり、活動の促進が図られます。
- ・ 市民間における認知度が高まることによって、更に責任を持った活動ができるようになります。
- ・ 活動が活発化した結果、財政基盤の安定が図られる場合があります。

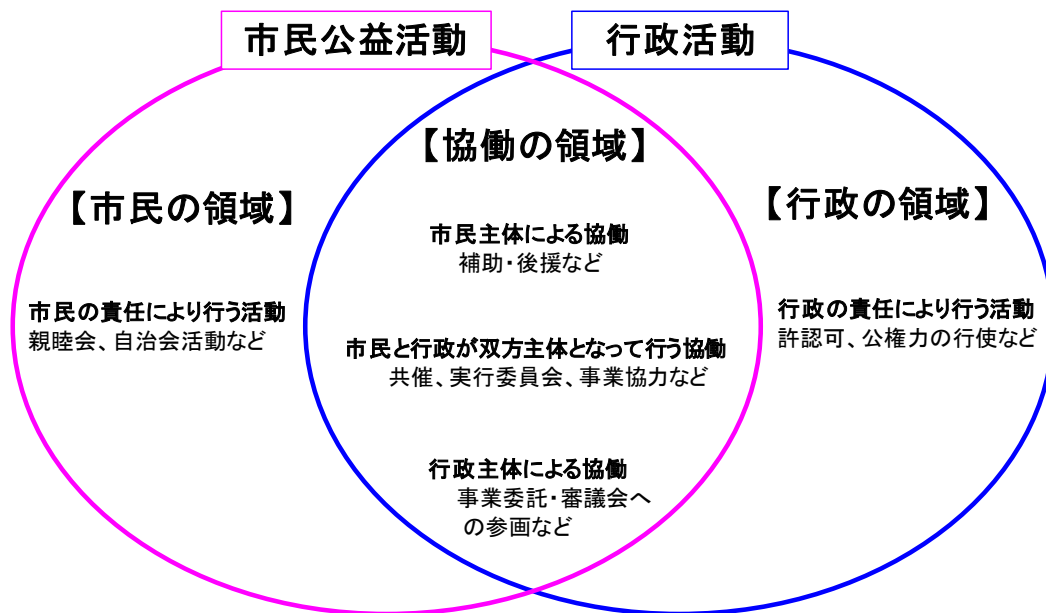
ウ 行政にとっての効果

- ・ 市民ニーズに合ったきめ細やかな公共サービスが提供できます。
- ・ 事業の見直しによる効率化が図られる可能性があります。
- ・ 市民公益活動団体とのかかわりの中から刺激を受け、行政体質と職員意識の改革につながります。

② 「協働」の領域

市民公益活動団体はさまざまな分野で活動しており、それに伴い行政との「協働」の範囲も拡大していますが、次の図のように「協働」になじまない領域として、「行政の領域」と「市民の領域」があります。この二つの領域の間に「市民と行政が協働する領域」があります。この領域も固定的なものではなく、社会の変化、市民ニーズに合わせて柔軟に変化するものです。

また、協働することにより効果的にサービス提供が可能であると合意形成される場合には、積極的に「協働」を進める必要があります。



③ 「協働」を豊かに進めるサイクル

「協働」は、協働することが目的ではなく、あくまで目的を達成するための一つの手段です。

和歌山市において、「協働」を行う際には、基本的には次のサイクル（P'・PDCAサイクル）に沿って進めることとします。

P'（PROCESS=過程）

「協働」を具体化するには、最初にその必要性を双方で根気よく話しあい、その共有を通じて、お互いの信頼関係と合意形成を行うことが重要です。なお、この信頼関係と合意形成の過程については、以後のPDCAすべてにおいて行われるもので、最も重要な前提となります。

イ P（PLAN=計画）

「単独で行うよりも効果があるか」、「市民ニーズに合ったサービスを能率的に提供できるか」など「協働」にふさわしい事業であるかどうかを一緒に検討した上で、計画することが重要です。

ウ D（DO=実施）

さまざまな協働形態の中から、事業目的や効果、能率などを考えあわせ、最もふさわしい形態を選択しなければなりません。

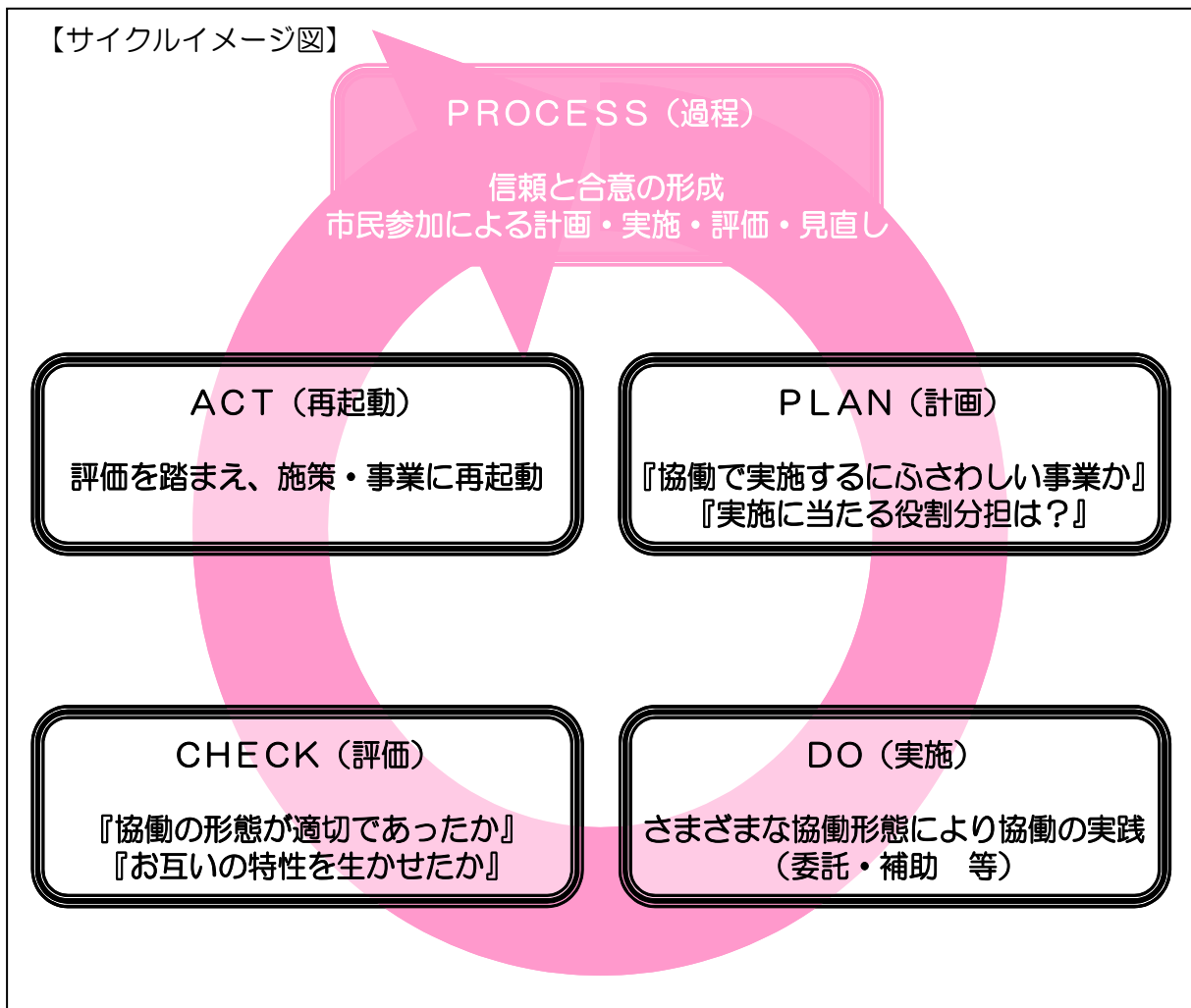
エ C（CHECK=評価）

行政と市民公益活動団体との「協働」を更に進めるためには、事業評価は、

欠かせません。「協働事業がどのように計画されたか」、「協働事業をどのように実施したか」、「お互いの特長を生かしたか」など詳細に検証する必要があります。

オ A (ACT=再起動)

お互いに行った評価の内容を踏まえて、今後の「協働」の意義や市民公益活動団体・行政の役割を相互に確認しあうことが大切です。それをベースに、行政や市民公益活動団体相互の新たな施策・事業に結びつけ、新たな実践に着手しましょう。



(4) 実りある「協働」をはぐくむ視点

「協働」を実りあるものにするために、次の点に留意する必要があります。

- ① 「協働」は、市民主体のまちづくりの実現に向けた活動であることをお互いに共有しましょう。

地域課題が複雑化し、多様な解決方法が求められる中で、「協働」は行政にとって効率的な手法です。公共サービスを担ってきた行政と自主的に活動を進めている市民公益活動団体が、異分野の特長や活動のメリットを生かしながら連携・協力することにより大きな成果を生み出すことが可能です。

しかし、「協働」はすべての課題を解決する「打ち出の小槌」ではありません。また、「協働」について、「事業が安く実施できる」、「財源を確保できる」などととらえてしまうことのないよう注意が必要です。共通の目的のもと、互いの立場を認めながら協力することが「協働」の本来の形です。安易な「協働」の認識は最大の効果を得られないばかりか、かえって自主的な活動を阻害するなど別の問題を引き起こすことにつながりかねません。

「協働」は、地域課題解決のための不可欠なキーワードといえますが、市民と行政が「市民自治のまち、和歌山市」の実現という共通目標が前提にあることを忘れてはいけません。

- ② 協働する際は、自らの姿勢が重要になります。

「協働」の歴史は、まだ浅く、あり方やその方法についても、まだ課題が多いのが現状です。異分野で活動するもの同士が、対等な立場で、それぞれの特長を最大限発揮するには、行政や市民公益活動団体の立場に関係なく「協働」を進める上で、次の三つの基本姿勢が求められます。

A 自分の組織のことが見えていますか？

「協働」の目標が明確であり、協働する上で発揮できる特長や自分たちの立場を整理し確認していること。

I 協働相手のことを大切にできますか？

「協働」の相手になる組織について、活動内容、立場や状況、協働目標を理解していること。

ウ 自立した関係づくりができますか？

事業を進める上で、対等な関係で話しあいや課題の解決に向けて活動の調整ができること。

持たれあいや責任の押し付けがないこと。

お互いの情報公開ができること。

目標を達成するために、お互いに柔軟性をもっていること。

「協働」は、時間と手間ひま、そして何よりも熱意が必要です。



5 「協働」を活かすための和歌山市の取組み

(1) 市民公益活動を活性化し、「協働の担い手づくり」に努めます。

市民公益活動に参加したいと思いつながら、具体的な活動に至っていない市民へのきっかけづくりが、市民公益活動の活性化を生み、「協働」の担い手となる市民公益活動団体の育成へとつながります。また、市民公益活動団体の多くは、人材、資金、情報など組織運営に必要な資源の不足に悩んでいます。

和歌山市は、こうした状況を理解し、市民公益活動団体が自立して活発に活動できるようなまちづくりを目指し、市民と行政による協働を推進します。

① 市民公益活動への参加のきっかけづくりをします。

より多くの市民が市民公益活動に興味・関心を持ち、市民公益活動に対して正しく理解できるよう普及啓発を行います。和歌山市の市民公益活動を今以上に活発にするために、市民公益活動をリードできるようなアドバイザーとコーディネーターの育成と配置が重要です。

また、若い世代による市民公益活動をサポートし、将来世代へと「協働」が受け継がれていくような仕組みづくりを目指します。

② 市民公益活動団体の活動に対して支援します。

行政との「協働」の担い手となる市民公益活動団体が数多く自立することができるようにするため、その団体に応じたソフト・ハード両面からの支援や団体同士が交流する場の提供が不可欠です。また、中間支援組織と連携を図り、新たな支援策等を検討し、市民公益活動団体に対するより有効な支援に努めます。

(2) 「協働」を着実に進めていくため、「協働できる環境づくり」に努めます。

市民は、行政の特性や事業の進め方を理解し、行政職員も市民公益活動や「協働」への理解を深めるとともに、「協働」の実践により、市民自治の認識を育てていく必要があります。

和歌山市は、こうした状況を理解し、「協働」により市民自治を推進するための環境や仕組みづくりを市民参画のもとで行っていく必要があります。

① 「協働」に関する情報発信・情報共有を強化します。

和歌山市に「協働」を根付かせるには、まず「協働」に対する正しい理解を広めることが必要です。市民も行政も「協働」を具体的にどう進めれば良

いのか分からないために、結局「協働」に至らないこともあると考えられます。このようなことから、行政職員・市民双方の参加による研修会、ワークショップ等を通じて、「協働」に関する情報発信・情報共有に力を入れます。

また、現在行われている協働事業がより一層発展・継続できるような仕組みづくりに取り組めます。そのためには本市におけるこれまでの協働事業の中で蓄積されてきた知恵や経験を今一度整理し、選別された有用な情報を再構築することも重要です。

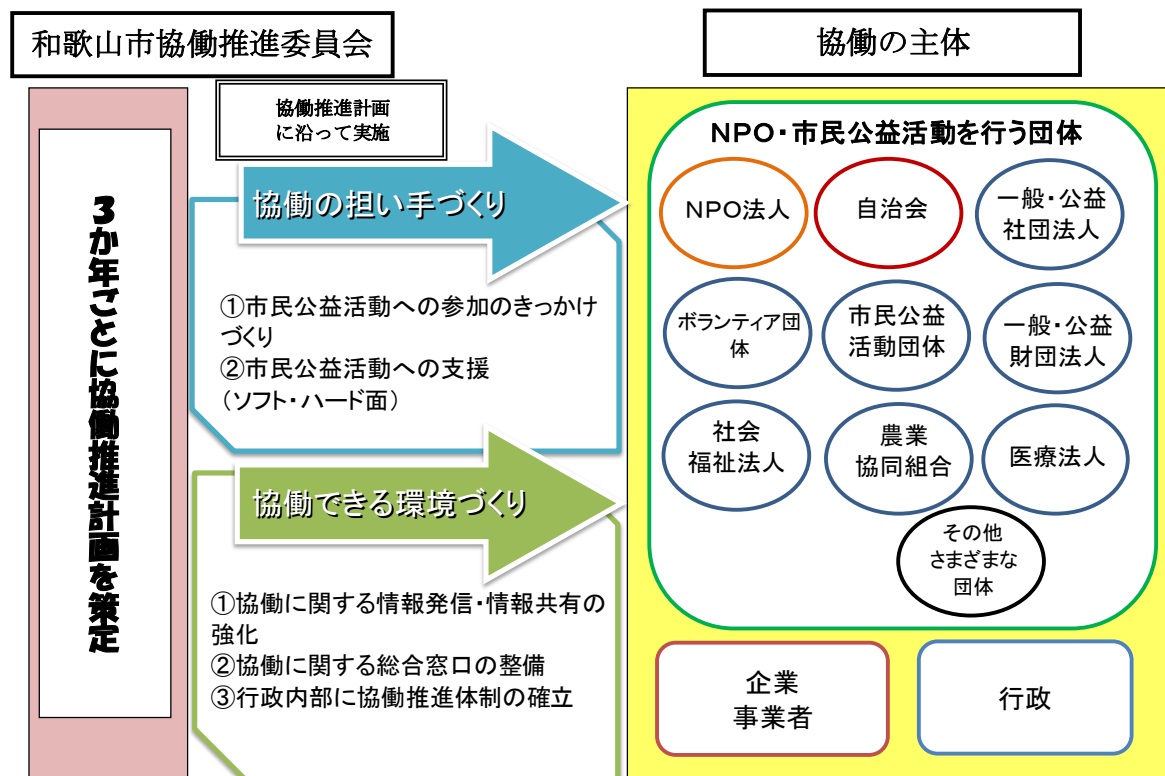
② 「協働」に関するさまざまな機能を備えた総合窓口を整備します。

「協働」に関する悩みの深度に応じて相談に対応できる相談機能や、協働事業に関して正しい理解を広げる相互評価など「協働」の推進に必要な機能を備えた総合窓口の整備を図ります。

③ 行政内部における協働推進体制を整備します。

「協働」を推し進めるためには、市民から出た芽を市が大切に育てる体制を整える必要があることから、協働行政を推進するための組織づくりに努めます。

取組みのイメージ（重点アクションプラン）



基本用語の解説

○ 第5次和歌山市長期総合計画

平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とするもので、和歌山市のまちづくりに関する最も上位に位置付けられる計画であり、中心市街地活性化基本計画などさまざまな個別計画や市が実施している多くの事業は、この計画に沿って策定又は実施されます。

長期総合計画は、基本的に「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されます。

○ 公共サービス

教育、職業訓練、介護・保育、高齢者・障害者の就労支援、都市のインフラ整備等、従来行政のみが担うものとされてきた公共的なサービスをいいます。

○ 市民自治

地方自治の本旨の一つである「住民自治」と同義。市民自治は、その地域の住民（市民）の意志に基づいて、地方行政の運営が行われることをいいます。

○ コーディネート機能 (coordinate)

「ボランティア活動をしたい人と必要とする人」や「協働したい人とその相手方」のニーズを調整し、具体的な活動に結びつける役割をいいます。

○ コミュニティ (community)

共同体、共同生活体、地域社会、世間、市町村等をいいます。

○ ニーズ (needs)

要望、要請、需要、求められている支援や援助のことをいいます。

○ ボランティア (volunteer)

自分の意志に基づいて、自己責任で他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいいます。具体的には、福祉活動をはじめ、環境保護、教育、文化、防

災等のさまざまな分野で活動しています。

○ **NPO (Non Profit Organization ⇒ 「民間非営利団体」)**

営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的とし、自主的に社会貢献活動を行う民間の団体をいいます。

○ **NPO (Non Profit Organization) 法人 (エヌピーオー法人)**

法人正式名は、「特定非営利活動法人」。活動が公益のためであり、かつ、営利を目的としない事業を行う民間団体で、特定非営利活動促進法に基づいて、認証された法人をいいます。認証の対象となるのは、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、災害救援活動、地域安全活動など公益の増進に寄与することを目的とした活動を行っている団体です。

○ **特定非営利活動促進法 (通称：NPO法)**

福祉、まちづくり、環境、文化など20分野の特定非営利活動に該当する活動を行う団体に法人格を付与することにより、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律です。

つながり力 つれもていこら わかやまし
～市民公益活動団体と行政の協働指針～

平成 29 年 12 月 改定

お問い合わせ先 和歌山市市民協働推進課

住 所 : 〒640-8033 和歌山市本町 2 丁目 1 番地
フォルテワジマ 6 階

電 話 : 073-402-1213/073-426-0168

F A X : 073-402-1214

